

2022年4月 吉日

## お客様各位

## 水道法改正におけるハンナ製品の適合性について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

水道法における遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法が令和 4 年 3 月 31 日に改正されました。

弊社では携帯型のデジタル式残留塩素測定器を販売しておりますが、弊社の遊離塩素および全塩素の測定器は、水道法施行規則第 17 条第2項の規定に新たに設けられた別表第 6「携帯型残留塩素計測定法」に記載された試薬、装置、操作等の内容にいずれも合致しております。

今後とも弊社製品を安心してご使用、および購入をご検討頂けますよう、引き続き よろしくお願いいたします。

敬具

## ハンナ インスツルメンツ・ジャパン株式会社

〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 エム・ベイポイント幕張

TEL: 043-216-2601 FAX: 043-216-2602